## こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み 「日本版DBS」の充実を求める意見書

近年、教員や保育士、ベビーシッターらが、こどもへのわいせつ行為で 処分される事例が相次いでいます。性犯罪は人としての尊厳を踏みにじ り、心に深い傷を残す極めて悪質な行為です。特にこどもへの性犯罪は再 犯率が高いのが現状です。弱い立場にあるこどもの性被害根絶のため、未 然に防ぐ仕組みが必要です。

現在、政府は「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を踏まえ、有識者会議を設け、教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組みである「日本版DBS」の導入に向けた検討を進めています。

教育、保育等を提供する事業者は、支配性・継続性・閉鎖性という点からこどもに対する性犯罪・性暴力を防止する責務を負うものですが、対象となる施設、人、犯罪歴などその範囲など具体的制度設計には課題も多い状況です。

また、条例違反や不起訴処分は対象外となっていますが、イギリスでは通報歴も対象であることと比較すると、十分とはいえません。さらにイギリスの性犯罪歴等確認の仕組みでは、こどもに対する性犯罪等は、期間にかかわらず証明書に掲載されますが、日本では刑の消滅を定める刑法第34条の2により、一定期間経過後は性犯罪等の記載がなされないのも問題です。

公的機関、民間事業者を問わず、弱い立場にあるこどもの性被害根絶は社会に課せられた責務であり、社会全体でこどもを守る仕組みが必要です。

よって、日野市議会は、国会及び政府に対し、日本版DBSがこども を性犯罪から守る実効性があるものとなるよう、特に以下の点において 適切な措置を講ずることを求めます。

- 1. 障害児が通所するデイサービスなどの施設も対象に入れることを はじめ、課題である「職業選択の自由」との整合性などの課題を 速やかに整理し、対象を拡大すること。
- 2. 性犯罪歴については、条例違反についても対象とすること。
- 3.「刑の消滅」を定める刑法第34条の2の規定にかかわらず、こど もに対する性犯罪等、記録は期間にかかわらず証明書に掲載するこ と。
- 4. 被害者の心身のケアのための支援体制を充実させるとともに、こどもに対する性犯罪の前歴のある者に対しても、再発防止のための施策の充実に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和5年12月15日

日野市議会

内閣府特命担当大臣 様